

唐津炭田における生活困窮者救済

－「エネルギー革命期」の佐賀県多久市を事例として－

○ 九州大学 氏名 平 将志 (08732)

キーワード：唐津炭田・生活困窮者救済・財政再建団体

1. 研究目的

本報告の課題は、唐津炭田における生活困窮者救済について、「エネルギー革命期」（1954～73年）の佐賀県多久市を事例として、その救済の実態と特徴を解明することにある。

日本の経済発展を牽引した石炭産業は、1950年代初頭までに、苛烈な労働運動や安価な原油の国内流入が行われるようになり、高炭価問題が浮上した。1955年、石炭鉱業合理化臨時措置法の制定により、炭鉱のスクラップ・アンド・ビルト政策が実施され、さらに1963年からは石炭計画にもとづく炭合理化が展開された。その結果、石炭産業は斜陽化を迎えることになった。

唐津炭田は、幕末期から開発から開始されたが、筑豊興業鉄道が敷設され、財閥系炭鉱が進出する足掛かりが形成されたことで、石炭生産は筑豊炭田へと移行した。このような背景から、佐賀県に関する研究は、他産炭地では研究蓄積がみられる石炭産業史、個別炭鉱の経営史のみならず、生活困窮者救済に関するについても十分とは言えない。

当該期には、石炭不況の影響から、「炭都」では地方財政再建特別臨時措置法に規定される財政再建団体に指定される自治体が多数存在した。たとえば、北九州財務局管内では、福岡県田川市、直方市、長崎県松浦市などの「炭都」が、財政再建団体に指定された。財政再建団体では、自治庁（省）から各種合理化を指示されたが、このうち重要なのが人件費の圧縮である。平（2021）によれば、松浦市では10年と「炭都」では最も長い再建期間となったが、同市では中小炭鉱の閉山により被保護階層が膨張する反面、財政再建団体であるが故に、現業員の増員には困難がともなった。その結果、被保護階層の膨張を助長することになったという。

本稿が対象とする多久市は、内陸部に位置し、明治鉱業佐賀鉱業所、三菱鉱業古賀山鉱業所などの炭鉱が所在した佐賀県を代表する「炭都」である。近接する大町町が杵島炭鉱を基幹産業とする反面、多久市は財閥系、地場及び中小炭鉱の炭鉱が所在する「炭都」であった。1955年には、多久市は、佐賀県において最多の被保護階層を抱え、1956年には、10年に及ぶ財政再建団体指定をうけた。その後、石炭不況が進展する中において、多久市の被保護階層はほぼ小康状態を保った。本報告では、なぜ、多久市では、石炭不況が進展する中で、生活困窮者の増大を抑制できたのかについて、多久市所蔵資料や『佐賀新聞』

などの地方紙にもとづいてあきらかにする。

2. 研究の視点および方法

本報告では、1954～1972年までを主力燃料の転換期である「エネルギー革命期」と位置づけ、多久市議会所蔵資料や行政資料のほか、『佐賀新聞』、『西日本新聞』（佐賀版）などの地方紙を用いて、生活困窮者救済のうち生活保護制度の動向を中心として検討する。

3. 倫理的配慮

本報告では、日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守している。本報告は、人を対象とする研究ではなく、文献研究であるため研究倫理審査は必要ではなく、受審していない。ただし、多久市所蔵資料の一部には、個人情報が見記されているため、適宜マスキングを行った。なお、開示すべきCOIは存在しない。

4. 研究結果・考察

多久市では、1953～54年間に発生した中小炭鉱の休閉山により、1955～56年にかけて佐賀県内でも最多となる被保護世帯を抱えた。多久市の炭鉱数は1958年の13鉱、炭鉱労働者数は1961年の4,918人がピークであった。当該期において、多久市では炭鉱労働者数は増加傾向を示した。1962～63年には小城炭鉱、立山炭鉱などの有力炭鉱のほか、中小炭鉱の閉山が相次ぎ、5鉱に減少した。この影響から、炭鉱労働者数は、3,064人まで減少した。その後、1966年までは小康状態を保ったが、1972年の明治新佐賀炭鉱の閉山により、石炭産業は終焉となった。このような動向の中で、多久市の被保護階層は小康状態を保った。たとえば、1963年には、「炭都」の1つである伊万里市が、1,227世帯、4,531人、60.9%を記録した反面、多久市では、295世帯、1,087人、27.7%と微増にとどまった。1963～72年にかけて、多久市と佐賀県産炭地平均の保護率には、約20%の差が生じており、多久市の保護率は佐賀県平均とほぼ同様な水準で推移した。1956～65年には、多久市は、1956～65年まで財政再建団体であったが、被保護階層の動向には際立った変動がみられない。この結果は平(2021)による松浦市の事例とは異なる結論を導きだしている。

2つの「炭都」の相違は、つぎの2点によるものと考えられる。①明治鉱業佐賀、三菱鉱業古賀山鉱業所という大手炭鉱が比較的長期にわたって存続する反面、中小炭鉱の比重が比較的低かったこと、②炭鉱閉山が、炭鉱離職者求職手帳や就職促進指導官の創設された炭鉱離職者臨時措置法の1963年改正前後に集中したことが関係していると考えられる。

今後の課題としては、佐賀県は、本報告が事例とした唐津炭田のほかに、佐世保炭田が所在するため、これら2つの炭田地帯に関する生活困窮者救済を比較することにより、その特徴を抽出することにある。

【本研究は、JSPS 科研費 JP21K13461 による研究成果の一部である】